

※備考

- ・平成6年規制適合車両とは、自動車検査証の型式欄に『KCー』の識別記号を持つ車両
- ・使用燃料欄中の『軽油』とは、硫黄分500ppm以下の軽油を示し、『低硫黄軽油』とは硫黄分50ppm以下の軽油を示す。
- ・評価番号「MLIT-NPR-5(平成17年3月及び12月評価)」及び「MLIT-NPR-8(平成17年12月評価)」については、平成19年11月30日廃止届出済。
- ・既装着装置のアフターサービスは、事業譲渡により株式会社ESR(電話046-284-3671)が継承しています。